

「都心臨海部光の道（ナイトウォークルート）基本計画策定業務委託」
受託候補者特定に係る実施要領

（趣旨）

第1条 文化観光局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下「委員会要綱」という。）第9条の規定に基づき、「都心臨海部光の道（ナイトウォークルート）基本計画策定業務委託」をプロポーザル方式により受託候補者を特定する場合の手続等について、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に定める。

（審議事項）

第2条 委員会要綱第9条に定められた審議事項は、次のとおりとする。

- (1) プロポーザルの実施に関する審査
 - ア プロポーザル提出者（公募条件）の決定
 - イ プロポーザルの評価方法の決定
 - ウ 提出要請書の審査
 - エ その他必要と認めるもの
- (2) 特定に関する審査
 - ア プロポーザルの評価
 - イ 委託候補者の決定
 - ウ プロポーザルの評価結果の通知

（提出要請書）

第3条 プロポーザルの提出要請書には、原則として、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

（提案書の内容）

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 参加者の概要
- (2) 業務実施体制
- (3) 業務実績
- (4) 業務実施方針
- (5) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第5条 プロポーザルを特定するための評価項目は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実施体制
 - (2) 業務実績
 - (3) 業務実施方針
- 2 プロポーザルの評価は書類審査を基本とし、必要に応じて評価委員会の協議によりヒアリングを行うものとする。
 - 3 ヒアリングを行う場合は、書類審査による上位2者に対して行う。
 - 4 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
 - 5 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第6条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイトなど評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。
委員長 文化観光局副局長（総務部長）
副委員長 文化観光局文化芸術創造都市推進部創造都市推進課創造まちづくり担当課長
委員 文化観光局横浜魅力づくり室企画課担当課長
文化観光局観光MICE振興部観光振興課長
都市整備局都心再生部都心再生課長
港湾局みなと賑わい振興部整備推進課長
環境創造局公園緑地部公園緑地整備課長
 - 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
 - 4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。
 - 5 委員長は、評価結果を文化観光局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(提案資格確認の通知)

第7条 取扱要綱第11条により選定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の通知)

第8条 取扱要綱第17条により、特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は、本市が通知を送付した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附 則

この要領は、令和元年7月22日から施行する。